

2005年11月17日

山 田 勝 利

第11回犯罪被害者等基本計画検討会提出資料について

犯罪被害者等基本計画検討会各構成員に対して「『検討のための会』の在り方についての意見の提出」に関する依頼がなされたことを踏まえ、日本弁護士連合会において意見が出され、私も同意見ですので別紙を提出致します。

以 上

2005年11月17日

内閣府犯罪被害者等施策推進室 御中

日本弁護士連合会

犯罪被害者等基本計画検討会の山田勝利構成員に対して「『検討のための会』の在り方についての意見の提出」に関する依頼があったが、「犯罪被害者等基本計画案（骨子）に対する意見書」を提出した当連合会としては、以下のとおりこれに関する意見を述べる。

3つの「検討のための会」における調査審議を束ねる役割を有し、検討状況の総合的な監視を行うような組織を設けるべきかどうか。

【意見】

「犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視する」（犯罪被害者等基本法第24条第2項第2号）ために犯罪被害者等施策推進会議が設けられている。

しかしながら、犯罪被害者等にとってより望ましい施策を効率的に議論するためには、「検討状況の総合的な監視を行う組織」は必要である。

なお、同組織は、犯罪被害者等基本計画検討会と同様、犯罪被害者支援に精通した有識者及び各関係省庁の審議官級職員で構成されるべきである。

それぞれの「検討のための会」に入るべき有識者構成員の性格（求められる専門分野等）及び行政機関の職員のレベル

【意見】

「検討のための会」で議論される内容はいずれも弁護士及び弁護士会の関与が不可欠であることから、3つの「検討のための会」にはいずれも当連合会推薦による弁護士を有識者構成員として含ませるべきである。

それぞれの「検討のための会」において検討されるべき事項（参考として、これまでの検討会における議論において「検討のための会において検討」とされた事項の整理表を添付）

【意見】

内閣府から送付された「『検討のための会』検討事項一覧（参考資料）」に記載された内容に基づき検討を行い、新たに検討の必要性が認められる場合には、柔軟に「検討のための会」において検討がなされるべきである。

以上